

第四管区海上保安本部と包括協定締結

＜全国初、災害時に加えて小型船舶等の安全の確保等で相互協力＞

東海総合通信局（局長 長塩 義樹）は、令和4年2月7日（月）、第四管区海上保安本部（本部長 永家 邦幸）と「災害時・海上安全講習時等の相互協力に関する協定」の締結式を開催しました。

この協定は、災害時等における迅速な情報提供や通信・放送手段の確保を目的とした相互協力に加えて、プレジャーボート、小型漁船、遊漁船、小型旅客船などの小型船舶の安全確保や、関係法令の遵守における相互協力を含めた全国初の包括協定です。

今後は、この協定に基づき、災害時における無線機器等の海上搬送訓練や小型船舶の事故防止のための海上安全講習会等を相互に協力して実施することとしています。

締結式では、長塩局長と永家本部長が協定書に署名し、それぞれのコメントを発表しました。

【コメントの概要】

◇長塩局長

協定締結を機に、第四管区海上保安本部とより一層連携を強化し、災害時を想定した共同訓練や災害時の応急対策に万全を期す。さらに、海上安全講習会等の機会を通じて、小型船舶等の海難防止に資する無線設備の周知や電波利用ルールの啓発を行ない、地域の安心・安全に役立つ取り組みを積極的に進めていく。

◇永家本部長

協定締結により、通信手段の確保をはじめ、非常時における協力、相互支援体制ができて大きな安心材料となる。また、東海総合通信局から海上安全講習会で小型船舶操縦者等に対し無線機器の正しい知識、的確な助言や呼びかけにより、小型船舶の安全推進を効果的に実現できるものと期待している。



【協定締結の様子(右から東海総合通信局 大石無線通信部長、長塩局長、第四管区海上保安本部 永家本部長、留置交通部安全対策課長)】